

水道料金などの納め忘れはありませんか？

問債権管理室（市役所2階）☎32-2060

市では、平成29年4月に債権管理室を設置し、滞納対策を進めています。市営住宅使用料、水道料金、保育料などの未納がある人に、督促状や催告書を送付し、自主納付を促しています。

納付がない場合は、公平・公正性を保ち、市の自主財源を確保するため、法的手続きをとるなど、厳正に対処していきます。

主な法的手続き

「支払督促」や「即決和解」、「通常訴訟」などがあります。債権者（市）が債務者（未納者）に金銭の支払いや立ち退きをするよう、裁判所に申し立てるなどして、差し押さえや退去などの強制執行をする場合があります。

納付が困難な場合は必ずご連絡ください

重い病気や失業、災害などで納付が困難な場合は、猶予や分割納付などの申請ができます。納付に困っている場合は、早めに担当課にご相談ください。



住宅耐震診断、アスベスト調査・除去工事補助金

問都市計画課建築指導審査係（市役所5階）☎32-2099

一戸建住宅耐震診断補助金

古い基準で建てられた住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

対象 次のすべてに当てはまる住宅

- ①市内にある民間のもの、②昭和56年5月31日以前に建築した一戸建て（店舗併用の場合、店舗部分の面積が半分未満）、③構造が木造在来工法（ツーバイフォー、ログハウス、プレハブなどは対象外）、④2階建て以下

耐震診断補助金の額 ※一般診断（現況診断）

延床面積	耐震診断費用	補助金額（1棟当たり）
200㎡未満	71,200円	60,000円
200㎡以上300㎡未満	80,300円	68,000円

吹き付けアスベストの調査・除去工事補助金

民間建築物の吹き付けアスベストの分析調査や除去工事にかかる費用を補助します。

補助内容 分析調査＝経費の10分の10（1棟当たり上限額25万円）、除去工事＝経費の3分の2（1棟当たり上限額400万円）

人間ドックの受診費用を助成します

問医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口）☎32-2071

40～74歳の津山市国民健康保険加入者で、県内の実施機関で人間ドックを受診した人に、受診費用の一部を助成します。

助成額 職場などからの費用補助を受けた額と5,000円を控除した額（上限15,000円）

申請先 医療保険課、各支所・出張所

持ってくるもの 人間ドックの検査結果（問診含む）、領収書の写し、印鑑、振込口座の分かるもの、未使用の特定健診受診券、職場などからの費用補助額が分かるもの

申請期限 受診した日から90日以内

※新型コロナウイルス感染対策などの理由で、一部の検査を受けていない場合はご相談ください



事業主の皆さんへ 市県民税特別徴収と給与支払報告書

問課税課市民税係（市役所2階3番窓口）☎32-2015

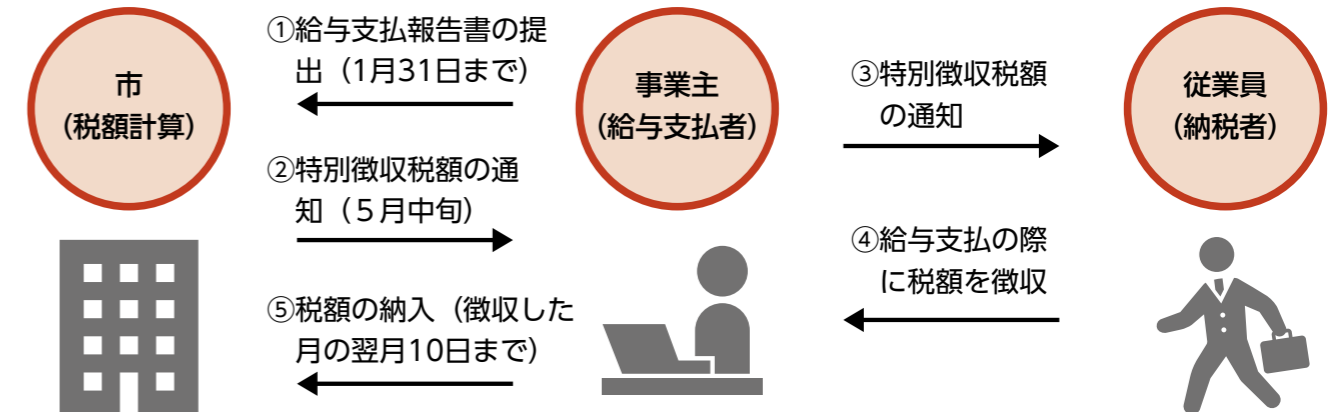
市と県は、市県民税の特別徴収（給与天引き）を推進しています。事業主の皆さんは、特別徴収をお願いします。

また、従業員（家族などの事業専従者を含む）に給与、賃金、賞与を支払った場合、支払額などを記入した「給与支払報告書」を市に提出する必要があります（退職者を含む）。給与支払報告書は、インターネットを利用した市税の電子申告システム（eLTAX）でも提出できます。ぜひご利用ください。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。



県ホームページ



※普通徴収（従業員が自分で納付する方法）への変更は原則できません。特別徴収ができない従業員がいる場合は、給与支払報告書の摘要欄に理由を記載し、切替理由書を提出してください

※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、給与支払報告書と源泉徴収票には、マイナンバー（法人番号・個人番号）が必要です
※令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書は、前々年に税務署に提出した源泉徴収票が100枚以上の場合、eLTAXや光ディスク（CDやDVD）による提出が義務化されました

電子申告システムeLTAXとは

- 電子証明書とパソコンが必要です
 - 自宅や事務所です手続きできます
 - 複数の地方公共団体に一度にまとめて送信できます
 - 共通納税システムによる市県民税（特別徴収）の電子納付ができます
 - システムの利用は無料です
- 問地方税共同機構ヘルプデスク ☎0570-081-459



eLTAX
ホームページ

租税作品展 11日～17日は税を考える週間です

問津山税務署（田町）☎22-3144、税制課☎32-2017

税を学習するため、小・中・高校生が制作した、税をテーマにした作品を展示します。

とき 11月11日(水)～17日(火)午前10時～午後7時（17日は午後3時まで）

ところ アルネ・津山2階

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観覧時は混雑の回避にご協力ください



税を考える週間

期間 11月11日～11月17日

